

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は「取締役会の活性化」「意思決定の迅速化」「透明性の確保」の3点を重点課題と認識し、社内情報システムの高度化・法令の遵守・適時適切な開示情報等を通じて経営管理機能の強化に取り組んでいくことが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社では、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等、全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることを基本方針としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。当社では今後、議決権電子行使プラットフォーム招集通知の英訳を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示することを検討してまいります。また、株主名簿に記載されている海外の信託銀行等へ招集通知の英訳を送付することも検討したいと考えております。

【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化及び株式の収益還元等の保有目的の合理性を基本的な方針としております。同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則3-1.情報開示の充実】

(a) 企業理念、経営理念、事業理念、市場拡大戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。

(b) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(c) 取締役の報酬等については、社内規程に基づき株主総会の決議により、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めており、それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、現状は監査等委員でない取締役の報酬は社長に一任することを取締役会の決議において決定しております。監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

(d) 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、役員規程において役員候補の推薦基準を、

ア 法定の要件を備えていること、

イ 経営感覚が優れていること、

ウ 指導力、統率力及び企画力に優れていること、

エ 役員にふさわしい人格、識見を有すること

と定めており、この基準に加え、下記(1)～(3)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(1) 監査等委員でない取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(2) 監査等委員である取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について…社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、当社独立役員指定基準に基づき、経営、財務及び会計、人事労務、業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、社外取締役選任基準に基づき選定及び指名を行う。

(e) 社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則3-2-1】

(a) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する基準を策定しております。

(b) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部

会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

【補充原則4 - 2 - 1】

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、報酬の一部を業績連動型とし取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべく考えております。

【原則4 - 7. 独立社外取締役の役割・責務】

- (a) 当社の独立社外取締役2名は、それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等へ適確な助言を行っております。
- (b) 当社の独立社外取締役2名は、客観的な立場から透明性の高い取締役の評価を行い、また取締役会における重要な意思決定を通じて、経営の監督を行っております。
- (c) 当社の独立社外取締役2名は、独立した立場で会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督しております。
- (d) 当社の独立社外取締役2名は、経営陣・支配株主から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員会設置会社として社外取締役3名、が在任しております。内2名を独立役員として登録しております。社外取締役独自の外的な視点から各取締役、経営陣等と頻りに意見交換を行える体制となっており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たすことができると認識しております。

【補充原則4 - 8 - 1】

独立社外取締役は定期的な会合のほか必要に応じて随時連絡がとれる体制となっており客観的な立場に基づく意見交換・認識共有図っております。

【補充原則4 - 8 - 2】

独立社外取締役は現在2名であり、各独立社外取締役は常勤監査等委員あるいは各取締役、経営陣との連絡・調整、の連携体制は構築されております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選定にあたり会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4 - 10 - 1】

現在、取締役9名のうち、独立社外取締役は2名であり、過半数には至っておりませんが、各独立社外取締役とも自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っており、適切な管理・監督がなされていると考えております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会は各取締役に対して経営者評価を行い取締役会全体の実効性について分析・指導しております。なお、開示については今後検討してまいります。

【補充原則4 - 12 - 1】

取締役会は、月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを監査等委員を含む取締役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。また、社外取締役には、経営会議の資料を送付し、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めています。なお、現在は重要な議題の要約は事前配布に努めております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化及び株式の収益還元等の保有目的の合理性を基本的な方針としております。同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしております。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、役員規程10条(競業禁止義務)・同規程11条(自己取引禁止)で禁止しており、取引を行う場合は取締役会での審議・決議を要することとしております。また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示してまいります。当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えてまいります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

- (a) 企業理念、経営理念、事業理念、市場拡大戦略等を当社ウェブサイトに掲載しております。
- (b) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
- (c) 取締役の報酬等については、社内規程に基づき株主総会の決議により、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めており、それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、現状は監査等委員でない取締役の報酬は社長に一任することを取締役会の決議において決定しております。監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については今後検討してまいります。
- (d) 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、役員規程において役員候補の推薦基準を、  
ア法定の要件を備えていること、  
イ経営感覚が優れていること、  
ウ指導力、統率力及び企画力に優れていること、  
エ役員にふさわしい人格、識見を有すること  
と定めており、この基準に加え、下記(1)～(3)を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証

券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(1) 監査等委員でない取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(2) 監査等委員である取締役候補の選定について…当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(3) 社外役員候補の選定について…社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、当社独立役員指定基準に基づき、経営、財務及び会計、人事労務、業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、社外取締役選任基準に基づき選定及び指名を行う。

(e) 社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の経営意思決定は、取締役会の決定において業務執行体制を確立し、経営会議等の議長により権限を明確に定めております。その概要については有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【原則4 - 8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員会設置会社として社外取締役3名、が在任しております。内2名を独立役員として登録しております。社外取締役独自の外的な視点から各取締役、経営陣等と頻りに意見交換を行える体制となっており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たすことができると認識しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選定にあたり会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役規程に定めており、その基準については、原則3 - 1 (d) の記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の業務執行取締役、及び監査等委員である取締役、について、他の上場会社の役員を兼務している者はありません。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会は各取締役に対して経営者評価を行い取締役会全体の実効性について分析・指導しております。なお、開示については今後検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

新任の取締役には、就任の際に人事担当役員が取締役会規則等を説明しております。また、「新任取締役セミナー」等の外部講習を受講します。その後は、金融機関やシンクタンクが開催する講演会への参加、日本取締役協会や日本監査役協会が主催するセミナー・講習会で自己研鑽に努めております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当取締役を選任し、総務部をIR担当部署としております。

株主や機関投資家に対しては、決算説明IRを四半期毎に実施しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	1,450,000	9.42
ヒラノ会	1,397,900	9.08
伊藤忠商事株式会社	850,000	5.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	737,000	4.79
株式会社りそな銀行	731,000	4.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	704,500	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	679,400	4.41
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	645,660	4.19
立花証券株式会社	437,100	2.84
株式会社ヒラノテクシ ド	350,436	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高谷和光	公認会計士													
田中寛治郎	他の会社の出身者													
木村規久男	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高谷和光				公認会計士の資格を持ち、専門的見地から客観的に意見を述べられるため社外取締役として選任しております。 独立役員選定理由 当社と高谷氏が代表社員を務めるネクサス監査法人において、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。

田中寛治郎		田中寛治郎氏が勤務していたココヨ株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要事実はありません。また、田中寛治郎氏がココヨ株式会社を退職して10年以上経過しております。	他社にて工場の副工場長であった経歴を通じて豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、その建研から客観的に意見を述べられるため社外取締役として選任しております。 独立役員選定理由 当社と田中氏が勤務していたココヨ株式会社とは特別の利害関係が生じる重要事実が無いため、意思決定に対して影響を与え得る事項は無いと判断しております。取引所が一般株主保護のため定める、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立役員の確保要件を満たしております。
木村規久男		木村規久男氏が勤務していたパナソニック株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、特別の利害関係を生じさせる重要事実はありません。	企業経営としての豊富な経験から、幅広い知識と見識を有しており、その経験を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。業務執行取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っております。監査等委員である取締役については、総務部情報企画課が支援を行っております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門では、事業年度に2回以上、全部門及び全子会社に対して監査を実施しております。当該監査において認識された業務執行の状況については、問題点も含め、代表取締役に共有・報告の上、取締役へ直接報告を行っております。その後、管掌取締役より各部門への改善指示の交付を行っており、適切な改善がなされる体制であります。また、当社では、社外取締役と社内との連絡・調整を行う者を選任しており各事業の問題点を含む事項について、随時、常勤取締役・常勤監査等委員を通じて、各部門が社外取締役からの意見及び依頼事項を受け入れる体制となっております。

会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査等委員との連携を確保しております。また、外部会計監査人と内部監査部門との直接的な連携を行いました。常勤監査等委員が内部監査部門と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っております。

代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としております。また、監査等委員会は、常勤監査等委員が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携・調査・是正を行うこととしております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

- 当社の独立社外取締役2名は、それぞれ専門的な知識と豊富な経験に基づき、経営戦略等へ適確な助言を行っております。
- 当社の独立社外取締役2名は、客観的な立場から透明性の高い取締役の評価を行い、また取締役会における重要な意思決定を通じて、経営の監督を行っております。
- 当社の独立社外取締役2名は、独立した立場で会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督しております。
- 当社の独立社外取締役2名は、経営陣・支配株主から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、報酬の一部を業績連動型とし取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべきと考えております。

当社グループが製造販売する産業用機械は受注産業であり、市場経済環境の変化により大きく業績が左右される可能性があります。ゆえに、長期的な展望にたった経営が求められ、当社では、取締役は任期中予め定められた役員報酬に見合う業績をあげるように努め、株主総会での取締役改選で株主の皆様による結果を判断していただくこととしております。よって、短期的な取締役の業績に対するインセンティブは特に設定しておりません。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため開示をしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、経営陣の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮して、報酬の一部を業績連動型とし取締役会において個別の報酬額を決定しております。今後は中長期的な業績と連動する報酬についても議論し、適切に設定すべきと考えております。

## 【社外取締役のサポート体制】

内部監査部門では、事業年度に2回以上、全部門及び全子会社に対して監査を実施しております。当該監査において認識された業務執行の状況については、問題点も含め、代表取締役に共有・報告の上、取締役へ直接報告を行っております。その後、管掌取締役より各部門への改善指示の交付を行っており、適切な改善がなされる体制であります。また、当社では、社外取締役と社内との連絡・調整を行う者を選任しており各事業の問題点を含む事項について、随時、常勤取締役・常勤監査等委員を通じて、各部門が社外取締役からの意見及び依頼事項を受け入れる体制となっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役を3名選任いたしております。取締役の業務執行の監視、監督を行っております。経営に関する重要事項を決議する機関として取締役会を構成し、監査等委員である取締役は業務執行の取締役の職務遂行等を監査しております。また、取締役会及び部長を主体とする経営会議を設置し、取締役会で決定した経営意思決定の即時伝達や各部門間での情報の共有化と重要課題の討議により、相互の意思疎通を図り迅速かつ確かな業務の遂行が可能な体制を構築しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役を3名選任いたしております。取締役の業務執行の監視、監督を行っております。経営に関する重要事項を決議する機関として取締役会を構成し、監査等委員である取締役は業務執行の取締役の職務遂行等を監査しております。また、取締役会及び部長を主体とする経営会議を設置し、取締役会で決定した経営意思決定の即時伝達や各部門間での情報の共有化と重要課題の討議により、相互の意思疎通を図り迅速かつ確かな業務の遂行が可能な体制を構築しております。

当社の監査等委員は4名、内3名が社外取締役であり、各々独立した立場で適切に判断し責務を果たしております。監査等委員である取締役の中から、常勤監査等委員を1名選定し、業務執行取締役と常時意見交換できる体制としております。常勤監査等委員は、会社の営業時間中、常時会社業務全般にわたり善良なる管理者の注意義務をもって日常監査業務を行っております。また、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査等委員会を構築しております。また、他の社外取締役とも、必要に応じて連携できる体制を確保しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の検討時間をより確保すべく招集通知の早期発送に取り組んでおります。当期は前期より2営業日前に発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。当社では、より多くの株主が株主総会に出席していただけるように開催日や開催場所等の設定を行ってまいります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家へ個別にてミーティングを実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書並びに決算説明資料をホームページに掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示し行動準則を定め、実践すべきことは必要不可欠であると認識しております。当社は、トータルコンセプト「人と技術と未来を創る」、モットー「働きがい・生きがいを大切にす経営」、ポリシー「最新の技術で、最善の創造」「最適な製品で、最大の信頼」を経営理念として、当社の企業理念・経営理念に共感する人を増やし、事業活動を通じてお客様・お取引先・株主様といった多くのステークホルダーとのつながりを広げていくことが必要であると考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、「ヒラノグループCSR(企業の社会的責任)ガイドライン」を策定しております。本ガイドラインに沿って、各部門・子会社・委員会で適切に対応しております。また、本年ISO14001の認証を取得いたしました。今後も、毎月開催される経営会議及び取締役会において、経営と環境の問題について審議検討して参ります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。中期経営計画のスローガンを「挑戦」(コスト競争力の強化・技術革新・人材育成・構造改革・成長市場の開拓)と定め、「販売力の強化」・「新技術開発のスピード化」・「ものづくりの改革」を最優先として、新たな成長への戦略を進め、企業業績並びに企業価値の向上を図り「真のグローバル企業」をめざします。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の行動規範を定めるほか、社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全社員へ直接説明を行う機会である「トータルマーケティング会議」を毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制の下で会社業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、会社を取り巻く環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図ることとする。

#### 1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人が法令遵守、定款遵守、公正性、倫理性をもち行動するためのコンプライアンス体制に係る指針としてコンプライアンス行動規範を定める。
- (2) コンプライアンス行動規範を定め、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図りコンプライアンス体制の構築を図る。
- (3) 取締役社長は、コンプライアンスを経営の基本方針の1つとしてコンプライアンス体制の整備及び維持ならびに向上に努める。
- (4) 内部通報制度を整備し、通報者に不利益が及ばないようにするとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。
- (5) 内部統制委員会は、各部門の業務遂行及びコンプライアンス状況等について監査を実施し、取締役社長にその結果報告を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、稟議規程、文書管理規程、内部情報管理規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。また、取締役は必要に応じ情報の記録を閲覧することができる。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ会社に関連する様々なリスクに対応するために、グループ社長会、取締役会及び経営会議において経営戦略リスクの確認と対応評価を実施する。
- (2) 各部門固有のリスクについてはそれぞれの担当部署が関連部署と連携し、必要な規定、規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、体制整備を実施する。
- (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- (4) グループを含めた「内部統制委員会」を編成し、自己評価と内部監査を実施することにより財務報告の適正性を確保する。

#### 4. 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務権限、意思決定ルールを職務分掌規程に定める。
- (2) 定時取締役会を月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関して意思決定及び取締役の職務執行の管理、監督を行う。
- (3) 取締役会による経営計画、予算の策定及び月次、四半期予算管理を実施する。

#### 5. 当該株式会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項及び関連会社に対する管理、指導を行う。
- (2) グループ会社の経営状況は、社長会で管理し、進捗状況等を取締役会で報告する。
- (3) グループ全体の監視及び監査を適正に行い、当社グループの連結経営に対応するために、会計監査人及びグループ会社の監査役との連携を図る。
- (4) グループ会社の内部統制システム構築に努め、必要な指導及び支援を実施する。

#### 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該使用人は監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を求めた場合、監査等委員会規則の定めにより、監査等委員会は監査等委員でない取締役に要請することができる。

#### 7. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役に報告に関する体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他重要な会議に参画し、随時、報告を求めることができる。
- (2) 監査等委員である取締役は、職務執行に必要と判断した事項について、随時、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができる。また、議事録等の情報の記録を閲覧できる。
- (3) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、重大な法令違反、定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告する。
- (4) 当社は前号に従い監査等委員会への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁じる。

#### 8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き速やかに当該費用または債務を処理する。

#### 9. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役社長と定期的な会合を通じて、監査上の重要な事実等について意見交換を行う。

- (2) 監査等委員である取締役は、内部統制委員会及びグループ会社監査役との連携を図り、必要に応じて、弁護士等外部の専門家を活用する。
- (3) 当社グループの役員及び従業員は、監査等委員である取締役またはその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出を求められたときは迅速適切に対応する。

#### 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めにより、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

#### 11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。
- (2) 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- (3) 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

- (1) 反社会的勢力や団体、個人への対応は、本社総務部に情報を収集し対応する。
- (2) 反社会的勢力及び団体、個人とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。
- (3) 警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と反社会的勢力や団体に関して連携を図る。

